（本人確認記録の記録事項）

第八条　［略］

２　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

二　第三条第一項第一号ハ又はニに規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四　第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

五　［略］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

２　前項の保存は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムによるものとする。

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　略］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ～チ　［略］

［二　略］

２　前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

［３～５　略］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　第三条第一項第一号ロからホまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

三　第三条第一項第一号ヘ又は第二号ニに規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

四　［同上］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方又は代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたときは、当該写しを、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

２　前項の保存は、書面又はマイクロフィルムによるものとする。

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

［新設］

［新設］

ハ～ヘ　［同上］

［二　同上］

２　前項第一号ロからニまで並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

［３～５　同上］